

技 第 2 1 3 号
令和元年 8 月 8 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長 } 様

土木部技術管理課長

「森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について」の一部訂正について（通知）

このことについて、令和元年7月9日付け技第173号で通知したところですが、下記のとおり一部訂正することとしましたので、関係職員に周知願います。
なお、市町村へは別途参考送付しています。

記

1 訂正内容

- (1)文中に同義の異なる表現（「施工現場」及び「工事現場」）が混在していたため、「施工現場」に統一
- (2)「施工現場の標高」の定義を訂正

2 その他

本通知は、令和元年7月9日付け技第173号「森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について（通知）」と同様に技術管理課のホームページに掲載します。また、「職員ポータルライブラリ」に併せて登録します。

なお、「職員ポータルライブラリ」の登録先は下記のとおりです。

土木部－技術管理課－01-03-396【設計積算基準関連通知】「森林整備課所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正」

問い合わせ先

土木部技術管理課

農林設計基準グループ 安部／藤岡

無線：8-300-2-5942

e-mail：sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

令和元年8月8日付技第213号「森林整備所管工事における熱中症対策に係る現場管理費補正の試行について」の一部訂正について（通知）

新旧対照表

訂 正 前	訂 正 後
<p>1 対象工事等 [略]</p> <p>2 適用 [略]</p> <p>3 用語の定義 [略]</p> <p>4 実施方法 [略]</p> <p>5 設計変更 [略]</p> <p>6 気温の計測方法等</p> <p>(1) 計測方法 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。</p> <p>(2) 気温の補正方法 (1)の気温の計測結果(施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。 ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。</p> <p>【算定式】 補正後の気温(℃)^{※1} =気温(℃)－標高差(m)^{※2}×0.6/100(m) ただし、標高差(m)^{※2}=工事現場の標高(m)^{※3}－計測箇所の標高(m)^{※4} ※1 補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。 ※2 標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。 ※3 工事現場の標高は、主たる作業場所の標高とする。</p> <p>※4 気温計の高さが分かる場合は計測箇所の標高に加算すること。</p> <p>(3) 計測結果の報告 受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するものとする。</p> <p>7 積算方法等 [略]</p> <p>8 既契約工事における変更 [略]</p> <p>9 その他 [略]</p> <p>10 補足事項 [略]</p>	<p>1 対象工事等 [略]</p> <p>2 適用 [略]</p> <p>3 用語の定義 [略]</p> <p>4 実施方法 [略]</p> <p>5 設計変更 [略]</p> <p>6 気温の計測方法等</p> <p>(1) 計測方法 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。</p> <p>(2) 気温の補正方法 (1)の気温の計測結果(施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。 ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。</p> <p>【算定式】 補正後の気温(℃)^{※1} =気温(℃)－標高差(m)^{※2}×0.6/100(m) ただし、標高差(m)^{※2}=施工現場の標高(m)^{※3}－計測箇所の標高(m)^{※4} ※1 補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。 ※2 標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。 ※3 施工現場の標高とは、現場内作業を行う最も標高が低い地点をいう。なお、標高は契約図面から求めるものとし、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。</p> <p>※4 気温計の高さが分かる場合は計測箇所の標高に加算すること。</p> <p>(3) 計測結果の報告 受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するものとする。</p> <p>7 積算方法等 [略]</p> <p>8 既契約工事における変更 [略]</p> <p>9 その他 [略]</p> <p>10 補足事項 [略]</p>